

平成23年10月1日

TDF株式会社行動計画（第2回）

全従業員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成23年10月1日から平成25年9月30日までの2年間

2. 内 容

目標1 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準以上にする

男性従業員：1人以上、女性従業員：取得率100%

〈対 策〉

- ・平成23年10月～ 管理監督者への教育実施
社内ニュース等による育児休業規程の周知・啓発の実施

目標2 年次有給休暇の年間取得日数を一人あたり平均12日以上にする

〈対 策〉

- ・平成23年10月～ 労使専門委員会による有給休暇取得の推進
- ・平成23年10月～ 各部署において休暇取得予定表を掲示し計画的な休暇取得を促進する（毎月）
- ・平成23年10月～ 有給休暇取得状況の確認（毎月）

目標3 子どもの出生時における父親の休暇取得の促進

2日間の特別休暇に加えさらに3日間の休暇取得を推進する

〈対 策〉

- ・平成23年10月～ 社内ニュース等での呼びかけ
- ・平成23年10月～ 取得状況の確認